

## 登録店舗配布用

# 安中市中小飲食店等応援チケット事業 (あんなかグルメチケット事業) 参加店舗募集要領

### 1 事業目的について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営上、大きな危機に直面している市内飲食店等を支援するため、市内中小飲食店等各店舗で前払い式のプレミアム付チケットを販売し、事業者の手元資金の確保に併せ、地域の消費喚起と地域経済の活性化を図る。

### 2 前払い式プレミアム付チケットについて

(1) 名称：あんなかグルメチケット（以下「チケット」という。）

(2) 発行者：市内に対象となる店舗を有する飲食等事業者（市内に本社、本店、主たる事業所を有する者に限る）で、本事業の参加申込をした者。

(3) 購入者：制限は設けない。但し、同一店舗で一人が購入できる枚数は10枚までとする。

(4) 販売価格：1枚につき、1,000円で販売（使用可能額1,300円）。

(5) 購入場所：参加店舗で1枚から購入できる。

(5) 販売期間：令和2年9月18日（金）～令和3年2月28日（日）予定

(6) 使用期間：令和2年9月18日（金）～令和3年2月28日（日）予定

(7) 販売方法：各店舗がチケット発行に必要な表示や印を押印、発行し、消費者に直接現金で販売する。

(8) 利用店舗：チケットは購入した店舗（発行店舗）のみで使用できるものとする。

(9) 1店舗での販売上限額：50万円（額面65万円）。但し、チケットの残余数によっては、追加で配布する。

### 3 チケットの発行方法

(1) チケットは、一般社団法人 安中市観光機構が基本印刷を行う。

(2) 参加店舗は、基本印刷されたチケットに次の事項を記載し、自らの店舗で販売する。

① 発行者の氏名、商号または名称

② 発行者の所在地及び連絡先

③ 発行者の印

### 4 プレミアム分の補助を受けるための厳守事項

(1) チケットは物品の販売又はサービスの提供等での利用となります。

(2) チケットの利用者は、氏名（姓のみも可）及び使用日を記入して、発行店舗に物品の販売又はサービスの提供等、料金の一部として利用します。

- (3) チケットを現金化することはできません。
- (4) 使用額が額面に満たない場合、釣銭は出せません。
- (5) 使用期限（令和3年2月28日）を過ぎて使われたチケットは補助の対象になりません。
- (6) チケットの発行店舗（販売店舗）以外で使用されたチケットは、補助の対象にはなりません。
- (7) チケットの紛失及び盗難に対し、一般社団法人 安中市観光機構はその責を負いません。

#### 5 チケットの対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) タバコの購入
- (3) 有価証券及び商品券、ビール券、図書券、旅行券、プリペイドカード等、換金性の高い商品の購入
- (4) 各種カード等へのチャージ
- (5) 税金、各種料金の支払い
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

#### 6 本事業の対象店舗

安中市内で主に飲食サービス業など営んでいる店舗の事業者で下記のいずれの条件にも該当する者とする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による営業許可を受けているもの。
- (2) 安中市内に本社、本店、主たる事業所があるもの。
- (3) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (5) 本事業の目的に照らし不相当と認められる事業を営んでいない者。

#### 7 参加店舗の責務等

- (1) 本事業参加店舗は、利用者から参加店舗であることが分かるように、ポスターを掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだチケットは、受け取る前に自店舗で発行したチケットであることを確認してください。手触りや色合いが違う等、偽造されたものと判別できる場合は、受

け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに 一般社団法人 安中市観光機構まで報告してください。

(3) 本事業参加店舗自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)は、補助対象外です。

(4) 利用者から受け取ったチケットの紛失や盗難、補助申請期限切れ等による損失は参加店の責務とします。

(5) チケットの扱いについては、関係法令等を順守してください。

## 8 参加店舗申請手続きについて

### (1) 申請方法

この「募集要領」に同意の上、申請書に必要事項を記入し、下記(2)へ郵送、持参、FAX、応募フォームで送付してください。申請書は、一般社団法人 安中市観光機構の応募ホームからダウンロードが可能です。また、一般社団法人 安中市観光機構事務所でも配布します。

### (2) 申請書の提出先

〒379-0301

安中市松井田町横川441-6 一般社団法人 安中市観光機構

TEL: 027-329-6203

FAX: 027-329-6205

(3) 事業者登録申請期限 令和3年1月31日(日)まで

### (4) 申請後の審査及び承認

一般社団法人 安中市観光機構の審査を経て参加事業者として承認し、後日、チケット及びポスター等を配布します。

### (6) その他

① 市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成の上、申し込みください。

② 複数の店舗が含まれる商業施設は、個々のテナントごとに申請してください。(テナントごとの申請を取りまとめいただき、提出していただくことは可能です。)

③ 各店舗の独自のサービス追加は、各店舗の創意工夫としますが、必須ではありません。

④ チケットの広報は、安中市観光機構が発行するチラシ、ホームページ及び安中市のホームページ、安中市の広報誌等で行います。

⑤ 参加店舗が廃業した場合は、返金できません。

⑥ 未販売のチケットは、一般社団法人 安中市観光機構へ返却してください。

## 9 補助金について

### (1) 補助金額

一般社団法人 安中市観光機構は、チケットが使用された場合、参加店舗に対し、チケット1枚につき300円を補助いたします。

## (2) 補助の方法

- ① 使用済チケットには、使用者の氏名及び使用日の記載を確認してください。記載のないものは、補助対象となりませんのでご注意ください。
- ② 「あんなかグルメチケット補助金交付申請書」に枚数・請求金額を記入し、代表者印を押印（朱肉を使う印。）してください。
- ③ ①の使用済チケットと②の「あんなかグルメチケット補助金交付申請書」を一般社団法人 安中市観光機構に郵送（〒379-0301 安中市松井田町横川 441-6）いただくか、お持ち下さい。郵送料は、申し訳ございませんが、各事業者で負担をお願いします。連絡受付時間はともに、平日のみの午前9時から午後5時までです。
- ④ 補助金は、指定の金融機関口座へ振込で交付します。振込回数は月2回とします。

## (3) 補助金請求期間

令和2年9月18日（金）から令和3年3月19日（金）までで、各月初め（概ね3日頃）と月半ば（概ね18日頃）に締め日があります。締め日の詳細は、一般社団法人 安中市観光機構にお尋ねください。

※上記期間を過ぎての補助金申請には一切応じられません。ご注意ください。

## 10 参加店舗の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合や不正行為があった場合は、補助金の返還や支給の拒否、参加店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

## 11 その他留意事項

(1) この「募集要領」に記載されていない事項は、一般社団法人 安中市観光機構「あんなかグルメチケット担当（〒379-0301 安中市松井田町横川 441-6 ☎027-329-6203）までお問い合わせください。

(2) 参加店舗情報（店舗名称、所在地、業種等）は、「一般社団法人 安中市観光機構ホームページ」、「安中市ホームページ」等により随時周知します。